



合併協議会だより

新たな活力を創造し

人 自然 文化 の香り豊かなまち

2004.3.1 第4号



2月12日に井川町農村環境改善センターを会場に開催された第5回合併協議会では、議会の議員や農業委員会の委員の定数や任期について、合併協議会の中に小委員会を設置しないことを確認し、事務局がこれまでの協議結果を踏まえ協議を進めるためのたたき台として調整案を提案し、合併協議会の全委員で協議を進めることとしました。また、前回の協議結果を踏まえて再提案された国民健康保険事業の取扱い、交流事業については、保険税の税率を統一する時期を合併次年度とすることや千代田区との姉妹提携を新町で改めて調印することなどと修正した調整方針が確認されましたが、地方税、一般職の身分の取扱いについては、都市計画税や職員数のあり方などを検討するため継続して協議することとしました。

目次

第5回合併協議会	~
第2回新町名候補選定小委員会、 新町名応募状況(最終集計結果)...	~
合併協定項目一覧表・お知らせ	

新町の名称の募集にたくさんのご応募をいただき、ありがとうございました。

応募総数 3,303件 1,866種類

第5回合併協議会

2月12日、井川町農村環境改善センターにおいて第5回合併協議会が開催されました。

会議では、新町名応募状況についての報告事項、継続協議となっている議会の議員の定数及び任期の取扱いや前回提案された地方税の取扱いなど合併協定項目に関する7つの協議事項のほか、合併協議会の平成15年度事業計画の一部変更や平成16年度予算など合計11の協議事項についての話し合いが行われました。



合併協議会の会議の様子

報告された事項

新町名応募状況について報告が行われ、確認されました。

報告第15号

新町名応募状況について

新町名の応募は、1月5日から開始されていますが、2月9日までに応募があった作品の総数（2,025件）や種類（1,251件）などについて報告が行われました。また、新町名候補選定小委員会での選考方法について協議した会議結果の説明が行われました。

協議された事項

第3回合併協議会から継続して協議を行っている議会の議員、農業

委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて引き続き協議が行われましたが、協議の進め方として、小委員会を設置せずに事務局がこれまでの委員の意見などを踏まえて調整方針を提案し、これに基づき合併協議会において協議を行うことを確認しました。

第4回合併協議会で継続して協議することとした国民健康保険事業の取扱い、交流事業については、保険税の税率の統一時期を合併次年度とすることや、千代田区との姉妹提携を新町で改めて調印することなどとして再提案した調整方針が確認されました。

第4回合併協議会に提案された3つの案件のうち地方税、一般職の職員の身分の取扱いについては、都市計画税の取扱い、職員数の削減のあり方などについて検討するため次回継続して協議することとしましたが、介護保険事業については、提案どおり確認されました。

協議第12号の4

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて（方針案）（継続協議）

協議第13号の4

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて（方針案）（継続協議）

【協議結果】

議会の議員及び農業委員会の委員の定数や任期の取扱いについては、第2回合併協議会において「合併協議会の中に小委員会を設置して調査及び審議等を行い、その審議結果に基づき合併協議会で協議し確認する」とした協議の進め方が提案されており、この議論とあわせて議員等について在任特例制度の適用や定数のあり方などについて継続して話し合いを進めてきました。その結果、この小委員会の設置については、当面設置しないこととし、合併特例法の特例期間の延長などの改正に伴う合併期日の協議とあわせて、これまで議論してきた結果を踏まえて事務局で個々具体的な調整方針を提案し、これをひとつのたたき台として合併協議会全体で引き続き協議を行うっていくことを確認しました。

協議第14号の2

国民健康保険事業の取扱いについて（継続協議）

【提案内容】

前回の合併協議会で、国民健康保険税の税率は合併時に統一できないため旧町ごとの不均一課税となるのではないかなどの意見があり、このことについて検討を行う

ため継続協議としていましたが、3町の税率を統一する時期を合併次年度とすることや高額療養費貸付金の限度額を支給見込額の95%以内とするなど、前回提案した包括的な内容の調整方針から具体的な内容に変更して再提案されました。前回と今回再提案した調整方針を比較して紹介します。

国民健康保険税の取扱い

(前回)

国民健康保険税については、課税の基礎となるものは3町とも同じであり、基礎税額の税率は、医療費等に見合う統一した税率を定めるものとする。

(今回)

国民健康保険税の賦課方式については、合併初年度は不均一課税とし、それぞれ旧町の例によるものとし、合併次年度から統一する。

保険給付事業の取扱い

(前回)

保険給付事業については、五城目町の例により合併時に統合するものとする。

(今回)

保険給付事業については、次のように合併時に統一する。
・高額療養費、出産育児一時金、葬祭費の支給に関しては、3

町で同一の制度であり現行のとおりとする。

・高額療養費貸付については、五城目町の例により、基金を活用して実施する。ただし、貸付金の限度額は支給見込額の95%以内とする。

保健事業の取扱い

(前回)

保健事業については、3町の事業の状況を踏まえ、3町で相違のあるものは合併時まで調整し統一するものとする。

(今回)

人間ドック及び脳ドック検診に関しては、合併時に統合し、それぞれの受診者に助成する。各種検診事業は、一般会計事業で実施することとし、国民健康保険特別会計事業では実施しない。

【協議結果】

保険税と保険給付事業の取扱いについては、再提案どおり調整を行うことが確認され、保健事業の取扱いについては、一部修正し確認されました。

人間ドックなどの助成に関する具体的な調整内容

人間ドック	対象者	30歳以上70歳未満
	助成額	費用額の90%以内 (支給限度額30,000円)
脳ドック	対象者	30歳以上70歳未満
	助成額	費用額の90%以内 (支給限度額35,000円)

協議第15号の2

交流事業について(継続協議)

【提案内容】

前回の合併協議会では、五城目町と千代田区との交流について協議を行い、新町で改めて姉妹提携の調印するべきではないかなど意見があり、このことについてさらに検討を行うため継続協議としていましたが、千代田区との交流については、新町に引き継ぎ改めて調印することとし、交流内容についても新町で再構築するとして前回提案した調整方針を修正して再提案されました。

前回と今回再提案した国内交流に関する調整方針を比較して紹介します。

(前回)

交流事業(国内交流)については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、交流事業の内容については、これまでの経緯等を踏まえた上で、新町において調整を行うものとする。

(今回)

国内交流事業(姉妹都市提携)については、新町に引き継ぎ、継続できるよう相手の意志を確認した上で、新町において改めて調印する。ただし、交流事業の内容については、これまでの経緯等を踏まえた上で、新町において再構築する。

五城目町と千代田区との交流について

五城目町と千代田区との交流は、昭和61年から始まり、両地域の小学校による交流や伝統芸能の交流、総合防災訓練への相互応援などが行われるとともに、住民同士の交流も進められ、その間、昭和62年7月に五城目町町内会長と千代田区神田旭町町会との姉妹提携の調印、平成元年10月には町と区の姉妹提携の調印が行われ、今日の大きな友好の輪へと発展してきています。

(千代田区の概要)

千代田区は、江戸城の築城から基盤整備が始まり、徳川幕府のもとで日本の政治経済の中心地として確立し、その後、官庁のまち麹町区、職人のまち神田区として発展を続け、昭和22年3月に両区が統合し誕生しました。

東京23区のほぼ中心に位置し、東は中央区、西は新宿区、北は文京区と台東区、南は港区と隣りあっており、面積は、11・64平方キロメートルで、区の中央には、区の面積の約12パーセントを占める皇居があります。人口は、昼間人口が855、172人、夜間人口が36、035人となっています。

【協議結果】

交流事業については、再提案どおり調整を行うことが確認されました。

協議第17号

地方税の取扱いについて

【提案内容】

地方税の取扱いについては、税金の税率や納期、その納付を税目毎とはしないで、一つにまとめて納付する方法（集合徴収方式）とする次の3つの調整案が提案されました。

3 町で差異のない税制については、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、3 町で差異のある税制については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 個人町民税、固定資産税、軽自動車税の納期については、合併までに調整し、電算システムの統合後に統一する。
- (2) 特別土地保有税の免税点については、地方税法第595条の規定により5,000m²とする。
- (3) 入湯税については、五城目町の例による。
- (4) 都市計画税については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

税の徴収方式については、井川町の例により集合徴収方式を採用する。ただし、電算システムが統合されるまでは、現行のとおりとする。

国民健康保険税の納期は、合併までに調整し、電算システムの統合後に統一する。

【協議結果】

町民税などの税率は、3 町で差異はないが、都市計画税については、3 町の中では五城目町のみが課税しており、同じく都市計画区域を定めている八郎瀧町では課税していないことから、現行のとおり新町に引き継いだ場合、都市計画区域であっても課税される区域と課税されない区域が生ずることとなり平等性に欠けることから廃止すべきであるとの意見や3 町では税金の収納率に大きな違いがあることから、新年度から徴収率を90%とする目標を掲げるなど合併に向けて総力をあげて収納対策に取り組むべきとする意見などがあり、それぞれの取扱いなどについて検討するため、継続して協議することとしました。

集合徴収方式について

井川町で実施している集合徴収方式とは、個人町・県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税の4つの税額を合算した1枚の納付書を発行し、6回の納期で納付する方式です。

五城目町と八郎瀧町では、4つの税ごとに納付書を発行し、それぞれの納期に合わせて納付する方式をとっています。

地方税等の比較

区 分	五城目町	八郎瀧町	井川町
	均等割税率(標準税率) 年額2,000円	均等割税率(標準税率) 年額2,000円	均等割税率(標準税率) 年額2,000円
個人町民税	所得割税率(標準税率) 200万円以下 3% 200万円超700万円以下 8% 700万円超 10% 納期 4期(6・8・10・12月)	所得割税率(標準税率) 200万円以下 3% 200万円超700万円以下 8% 700万円超 10% 納期 4期(6・8・10・12月)	所得割税率(標準税率) 200万円以下 3% 200万円超700万円以下 8% 700万円超 10% 納期 6期(6・7・8・9・10・11月)
法人町民税	均等割税率(標準税率) 9段階 法人税割税率(標準税率) 12.3%	均等割税率(標準税率) 9段階 法人税割税率(標準税率) 12.3%	均等割税率(標準税率) 9段階 法人税割税率(標準税率) 12.3%
固定資産税	税率(標準税率) 1.4% 免税点 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円 納期 4期(5・7・9・11月)	税率(標準税率) 1.4% 免税点 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円 納期 4期(5・7・9・11月)	税率(標準税率) 1.4% 免税点 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円 納期 6期(6・7・8・9・10・11月)
軽自動車税	税率(標準税率) 原動機付自転車(4段階) 軽自動車(7段階) 小型特殊(2段階) 2輪の小型自動車 納期 4月	税率(標準税率) 原動機付自転車(4段階) 軽自動車(7段階) 小型特殊(2段階) 2輪の小型自動車 納期 4月	税率(標準税率) 原動機付自転車(4段階) 軽自動車(7段階) 小型特殊(2段階) 2輪の小型自動車 納期 6期(6・7・8・9・10・11月)
町たばこ税	税率 旧3級品 千本につき1,412円 それ以外 千本につき2,977円	税率 旧3級品 千本につき1,412円 それ以外 千本につき2,977円	税率 旧3級品 千本につき1,412円 それ以外 千本につき2,977円
特別土地保有税	税率 保有分 土地取得価額の1.4% 取得分 土地取得価額の3% 免税点 5,000m ²	税率 保有分 土地取得価額の1.4% 取得分 土地取得価額の3% 免税点 5,000m ²	税率 保有分 土地取得価額の1.4% 取得分 土地取得価額の3% 免税点 10,000m ²
入湯税	税率 一人一日につき150円 課税免除 年齢12歳未満の者。 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者。	なし	なし
都市計画税	税率 0.19% 免税点 土地 30万円 家屋 20万円 納期 4期(5・7・9・11月)	なし	なし
国民健康保険税	納期 8期(7・8・9・10・11・12・1・2月)	納期 4期(7・8・10・12月)	納期 6期(6・7・8・9・10・11月)

協議第18号

一般職の職員の身分の取扱いについて

【提案内容】

一般職の職員の身分の取扱いについては、法令に基づき3町の職員を新町に引き継ぐことや職員の定員管理に努め、給与は速やかに統一することなど次の5つの調整案が提案されました。また、一般職のほかにもアルバイトなどの臨時職員についての人数や雇用形態などについても説明が行われました。

3町の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条により、すべて新町の職員として引き継ぐ。

職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。

職員の職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から調整し、合併時に統一を図る。

職員の任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から調整し、新町において統一を図る。

給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、新町発足後速やかに統一を図る。

市町村の合併の特例に関する法律（職員の身分取扱い）

第9条 合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際現にその職にある合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない。

2 合併市町村は、職員の任免給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。

【協議結果】

3町の職員数をそれぞれの類似団体の場合と比較すると八郎潟町、井川町の職員数は少なく五城目町では多いことから、それぞれ

の町の定員管理に関する考え方や職員削減の取り組みなどについて話し合われました。

新町の職員数については、漠然と定員管理の適正化に

一般職の職員数の比較(平成15年4月1日現在)

区分	五城目町	八郎潟町	井川町	計
条例定数	193人	85人	116人	394人
実職員数	185人	77人	96人	358人

努めるとするのではなく具体的に類似団体の職員数を目安とするべきであるとか合併を見据えた職員削減の自助努力も必要であるなど多くの意見があり、アルバイトなどの臨時職員も含めた今後の合併までの定員管理計画などの検討を行うこととし、継続して協議することとしました。

協議第19号

介護保険事業の取扱いについて

【提案内容】

介護保険事業における介護サービスのある方、保険料などについて、次の5つの調整案が提案されました。

第3期市町村介護保険事業計画（平成18年度～平成20年度）については、平成17年度に新町において策定し、平成18年度から運用する。

介護認定審査会については、新たな広域審査会を設置できるよう構成団体と調整を図る。

保険給付の内容については、3町に相違がないため、現行どおり新町に引き継ぐものとす

る。第1号被保険者の保険料については、平成17年度までは現行どおりとし、統一した新たな保

険料は次期介護保険事業計画の策定時に算定し、平成18年度から適用する。

第1号被保険者の普通徴収納期については、平成17年度までは現行どおりとし、平成18年度から五城目町の例により統一する。

【協議結果】

介護保険事業の取り扱いについては、提案どおり調整を行うことが確認されました。

介護保険事業の比較

区分		五城目町	八郎潟町	井川町
介護保険料	第1号被保険者(65歳以上)所得段階別定額保険料月額			
	第1段階(基準額×0.5)	1,950円	1,980円	1,750円
	第2段階(基準額×0.75)	2,925円	2,970円	2,625円
	第3段階(基準額)	3,900円	3,960円	3,500円
	第4段階(基準額×1.25)	4,875円	4,950円	4,375円
[平成15年度～平成17年度]	第5段階(基準額×1.5)	5,850円	5,940円	5,250円
普通徴収の納期		6期	4期	6期
要介護認定事務		南秋田郡介護認定審査会 (南秋田郡8町村で平成11年10月設置)		

[資料1]

平成15年度合併協議会補正予算

(単位：千円)

項目	補正前の額	補正額	計	説明	
歳入	負担金	6,000	3,000	3,000	各町負担金の減 1,000千円×3町
	県支出金	5,000	1,500	3,500	法定合併協議会支援事業費補助金の減
	繰入金	1	413	414	任意合併協議会からの繰入金の増
	繰越金	1	0	1	
	諸収入	2	0	2	
計	11,004	4,087	6,917		
歳出	運営費	3,908	575	3,333	委員報酬の減 252千円 会議用食糧費の減 140千円 パソコン借上料の減 117千円など
	事業費	6,820	3,512	3,308	住民説明会・シンポジウム開催経費の減 920千円 例規原案作成支援業務委託料の減 675千円 まちづくり計画策定支援業務委託料の減 1,800千円など
	予備費	276	0	276	
	計	11,004	4,087	6,917	

【協議結果】
提案どおり確認されました。

【提案内容】
事業計画のうち住民説明会とシンポジウムを平成15年度は実施しないとする一部変更が提案されました。

協議第20号
平成15年度合併協議会事業計画の一部変更について

[資料2]

平成16年度合併協議会当初予算

(単位：千円)

項目	予算額	説明	
歳入	負担金	12,000	各町負担金 4,000千円×3町
	県支出金	1,500	法定合併協議会支援事業費補助金
	繰入金	1	繰入金
	繰越金	1	前年度繰越金
	諸収入	2	預金利子など
計	13,504		
歳出	運営費	6,664	委員報酬 1,269千円 会議録作成委託料 795千円 会議資料等印刷費 2,005千円 パソコン借上料 1,008千円など
	事業費	6,292	住民説明会・シンポジウム開催経費 900千円 協議会だより発行経費 2,400千円 例規原案作成支援業務委託料 700千円 まちづくり計画策定支援業務委託料 1,800千円など
	予備費	548	
	計	13,504	

【協議結果】
提案どおり確認されました。

【提案内容】
歳入歳出それぞれ4,087千円を減額し、歳入歳出予算の総額を6,917千円とする補正予算案が提案されました。「資料1」

協議第21号
平成15年度合併協議会補正予算第1号について



小委員会の会議の様子

第2回新町名候補選定小委員会

2月12日、五城目町役場4階大会議室において第2回新町名候補選定小委員会が開催されました。
会議では、新町名応募状況などについて報告が行われ、小委員会としての選考基準などについて話し合いが行われました。

報告された事項

新町名募集実施要領、新町名応募状況について報告が行われ、それぞれについて確認されました。

報告第1号

新町名募集実施要領について

新町名募集要項に基づき事務局としての新町名募集の事務処理を行ううえでの考え方などを定めた実施要領について報告が行われました。

【協議結果】
提案どおり確認されました。

【提案内容】
平成16年度における合併協議会の事業計画として、新町まちづくり計画の策定、合併協定項目の調整、事務事業一元化などの調整、平成15年度で取り止めたシンポジウムの開催などが提案されました。

協議第22号
平成16年度合併協議会事業計画について

【協議結果】
提案どおり確認されました。

【提案内容】
合併協議会の歳入歳出予算総額を13,504千円とすることが提案されました。「資料2」

協議第23号
平成16年度合併協議会予算について

報告第2号

新町名の応募状況及び応募作品について（中間報告）

新町名の応募状況として1月20日までに応募があった作品の総数（1,469件）や種類（925件）などについて報告が行われ、実際に応募された作品を委員が閲覧しました。

協議された事項

新町名候補を選定するため小委員会としての選考基準などを定める必要があることから、実際に応募された作品などを参考に、事務局から提案された作品の有効無効の判断基準や絞り込みの方法などを定めた選考方法について話し合いを行ない、その結果を整理し次回の小委員会で確認することとしました。

協議第3号

応募作品の選考方法について（意見交換）

【協議結果】

応募作品の選考方法については、次の3つの項目について意見交換が行われました。

応募作品の有効無効の判断について

小委員会としては、応募された作品はなるべく有効として取り扱うべきであるとの意見がありましたが、応募された作品の中には、募集要項に定められた取り決めによらないものがあり、次のような作品は原則として無効とすることとしました。

- カタカナ、アルファベット、算用数字を使用した作品
- 氏名、住所が明記されていない作品
- 1人で2点以上応募した作品
- 3町の名称に漢字やひらがなを付け加えた作品

選考にあたっての小委員会の考え方について

- 応募作品のうち次のような名称は選考しないこととしました。
- 読み書きが容易でない名称
- 公序良俗に反する名称
- 長すぎる名称
- 一般的に使用されていない漢字を使用した名称

応募作品の絞り込みなどについて

小委員会として新町名候補を最終的に10点程度に絞り込む必要があることから、その選考の進め方などを次のように行うこととしました。

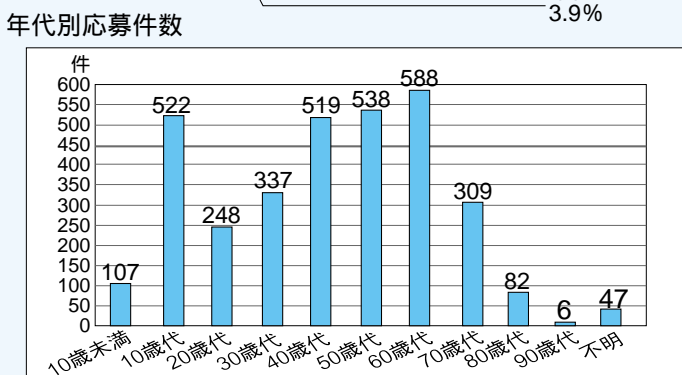
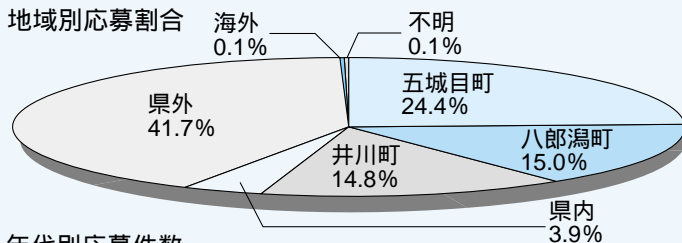
応募作品の有効無効の判断は

新町名応募状況（最終集計結果）

新町名の募集に多数のご応募をいただきありがとうございました。ご応募いただいた名称は新町名候補として小委員会で選定され、合併協議会で協議し決定することとなっています。

応募総数	3,303
応募方法別応募数	
応募はがき	1,751
官製はがき	735
封書	20
FAX	179
E-mail	58
専用フォーム	531
その他	29

名称種類	1,866
地域別応募数	
五城目町	805
八郎潟町	494
井川町	490
県内	129
県外	1,379
海外	2
不明	4



小委員会でを行い、有効とされた作品の中から選考する。第1次絞り込みは、委員が個々に選考した作品から小委員会として30点程度に絞り込みを行う。（第4回小委員会）第2次絞り込みは、第1次絞り込み作品30点から委員が個々に選考し小委員会として10点程度に絞り込みを行い、合併協議会に提案する。（第5回小委員会）



応募作品の閲覧の様子

合併協定項目の協議状況（平成16年2月12日現在）

提案、協議済： 継続協議： 確認：

区分	No.	協定項目	提案	協議	確認
基本的項目	1	合併の方式			
	2	合併の期日 (協議細目) 目標期日の確認			
	3	新町の名称 (協議細目) 決定方法の確認(小委員会設置)			
	4	新町の事務所の位置			
	5	財産(及び債務)の取扱い			
合併特例法による項目	6	議会の議員の定数及び任期の取扱い (協議細目) 決定方法の確認(小委員会を設置しない)			
	7	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い (協議細目) 決定方法の確認(小委員会を設置しない)			
	8	地方税の取扱い			
	9	一般職の職員の身分の取扱い			
すり合わせが必要な項目	10	地域審議会			
	11	特別職の身分の取扱い			
	12	条例、規則等の取扱い			
	13	事務組織及び機構の取扱い			
	14	一部事務組合等の取扱い			
	15	使用料、手数料等の取扱い			
	16	公共的団体等の取扱い			
	17	補助金、交付金等の取扱い			
	18	字名の区域及び名称の取扱い			
	19	慣行の取扱い			
	20	国民健康保険事業の取扱い			
	21	介護保険事業の取扱い			
	22	消防団の取扱い			
	23	行政区の取扱い			

区分	No.	協定項目	提案	協議	確認
各種事務事業の取扱い	24	電算システム事業			
	25	広報公聴関係事業(地域情報化事業)			
	26	交流事業			
	27	納税関係事業			
	28	消防防災関係事業			
	29	交通関係事業			
	30	窓口業務			
	31	保健衛生事業			
	32	環境対策関係事業			
	33	ごみ収集運搬業務事業			
	34	保育事業			
	35	社会福祉協議会の取扱い			
	36	児童福祉事業			
	37	障害者福祉事業			
	38	高齢者福祉事業			
	39	その他の福祉事業			
	40	健康づくり事業			
	41	農林水産業関係事業			
	42	商工観光関係事業			
	43	勤労者・消費者関連事業			
	44	建設関係事業			
	45	上・下水道事業			
	46	学校教育事業			
47	社会教育(生涯学習)事業				
48	町立学校の通学区域の取扱い				
49	文化振興事業				
50	コミュニティ施策(施設)事業				
51	その他の事業				
新町建設計画	52	新町まちづくり計画 (協議細目) 策定方針の確認			

協議会・小委員会開催のお知らせ

第4回

新町名候補選定小委員会

日時：平成16年3月12日(金)
午後2時

場所：井川町農村環境改善センター
案件：新町名候補の第1次選考

第5回

新町名候補選定小委員会(予定)

日時：平成16年3月26日(金)
午後2時

場所：八郎潟町農村環境改善センター
案件：新町名候補の最終選考

第6回

合併協議会

日時：平成16年4月27日(火)
午後1時

場所：八郎潟町農村環境改善センター
案件：新町の名称について

新町まちづくり計画についてなどを予定しています
議会の議員の定数及び任期の取扱いについて
(継続)

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて(継続)
地方税の取扱いについて(継続)
一般職の職員の身分の取扱いについて(継続)

協議会・小委員会はどなたでも
傍聴できます



編集・発行 五城目町・八郎潟町・井川町合併協議会 事務局

〒018-1792 秋田県南秋田郡五城目町西磯ノ目1-1-1 五城目町役場2階事務室

電話 018-879-8077 FAX 018-852-5603

E-mail info@ghi-gappei.jp ホームページアドレス http://www.ghi-gappei.jp



この広報紙は古紙配合率100%再生紙を使用しています。

印刷 / 秋田協同印刷